

マンション総合対策モデル事業に関する
普及・広報を行う事業を実施する者の公募についての公示

令和 7 年 9 月 2 日
国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

次のとおり、マンション総合対策モデル事業に関する普及・広報を行う事業を実施する者の公募について公示します。

※ 本公募は、令和7年度予算によるマンション総合対策モデル事業に関する普及・広報を行う者を公募するものであり、マンション総合対策モデル事業（マンションストック長寿命化等モデル事業または老朽マンション対策モデル事業）による計画や工事の募集とは異なります。

1. 事業概要

(1) 事業名

マンション総合対策モデル事業に関する普及・広報を行う事業

(2) 事業目的

本事業は、マンション総合対策モデル事業に関する普及・広報を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、マンション総合対策モデル事業を円滑に実施し、老朽マンションの管理・再生の円滑化を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

○マンション総合対策モデル事業等で採択された事業の展開及び地方公共団体における管理不全マンション対策推進のため、先導的な老朽マンション対策の取組や関連制度の普及・周知を行う事業

(例)

・老朽マンション対策モデル事業（地方公共団体による管理不全マンション化の防止または管理不全マンションの再生に対して支援する事業）の活用事例や先導的な対策事例の横展開を行うとともに、令和7年5月に成立・公布した改正マンション関係法による新たな措置等を踏まえた講習会等を実施する等の地方公共団体における管理不全マンション対策の推進及び円滑化に資する取組等

(4) 事業期間（予定）

令和7年9月頃 ～ 令和8年3月31日

2. 補助対象事業者の要件

本事業への参加は、次の（1）から（4）までの全ての条件を満たす民間事業者等であることを要件とする。

(1) 技術能力に関する要件

○本事業の実施に関する計画が適切なものであること。本事業の実施に当たっての課題及び重視する点を理解していること。

○本事業を円滑に遂行するために必要な体制、専門知識を有する人員等（代表者、事業実施責任者等）を有していること。

(2) 経費その他の事務に係る適確な管理体制及び処理能力に関する要件

○経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

(3) 公平性及び中立性に関する要件

○業として、住宅・建築物を設計もしくは販売し住宅・建築物の販売を代理もしくは媒介し、または住宅・建築物の建設工事を請け負う者に支配されていないこと。

○業務によって得た情報により新たな営利を得るものではないこと。

(4) 秘密保持に関する要件

○知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング業務を行わないこと。

※過去3カ年度内に住宅局所管事業補助金において、交付決定の取消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことのある者は本補助金への申請を原則として制限するものとする。

※暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団もしくは暴力団員を利用している者、資金等の供給もしくは便宜の供与等により直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者、または暴力団もしくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者は本補助金への申請を制限するものとする。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付 担当：高松

電話 03-5253-8111（内線39916）

電子メール takamatsu-s2by@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和7年9月2日（火）から令和7年9月16日（火）まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交又は電子媒体で交付

説明書の交付を希望する場合は、あらかじめ(1)の担当係まで事前連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

①期限 令和7年9月16日（火）18時00分まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ申込書1部を持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出。

ただし、押印を省略した場合に限り、電子メールでの提出も可能とする。
なお、電子メールで提出する場合は、当該メールを送信後、上記担当部局までその到着を確認すること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおり。

「Just System 一太郎」、「Microsoft Word」、「Microsoft Excel」又は「Adobe PDF」（これ以外での提出は無効）

- ・ファイル総量は極力10メガバイト以内とすること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1)に同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書が無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨を申込書提出時に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。